

「定額減税」 日本テンブルヴァン(柳井上拓郎)

「所得税の定額減税」

近年続いている物価高は円安の影響も相まって、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。我が国では様々な物を輸入に頼っている為、食料品や日用品、ガソリン代などの燃料費や各種公共料金も年々値上がりしてきました。このような事態が続くと日本経済は低迷しデフレスパイラルに陥ると経済評論家が警鐘を鳴らしております。日本政府もこれら事態を改善すべく、所得の増加が物価の上昇より上回るよう、持続的で構造的な賃上げの実施を企業に促し、国民所得の増加に向けた政策を実現すべく、令和6年度税制改正をおこなったりしました。その一つとして6月から所得税(国税)、及び個人住民税(地方税)の定額減税が実施されます。この定額減税の対象者は、令和6年度分の所得税及び個人住民税の納税者で合計所得金額が1,805万円以下の個人が対象となります。給与所得者、事業所得者、年金所得者が対象となっておりますが、ここでは宗教法人から給与を得ているご住職をモデルケースとしてご説明を致します。なお家族構成や居住の有無によって減税される金額が違います。留学中の扶養親族や同

居していない配偶者や扶養親族は対象となりませんのでご留意下さい。減税される所得税の計算方法は、本人と同一生計配偶者、または扶養親族(いずれも居住者に限りません)の数に3万円を乗じて算出します。仮にご住職と奥様、お子様2人の場合は、4名×3万円×12万円が6月分の所得税から減税されます。6月分の所得税で12万円全てが減税できない場合は、翌月の7月にも減税をおこない、さらに減税できる金額が残っている場合には、その翌月も減税をおこないます。仮に月2万円の所得税額とした場合、12万円/2万円×6ヶ月となり、6月から11月までの6ヶ月間、所得税が減税される事になります。減税される金額分が納税せずに済みますので、実質的な手取りが増える事となります。

「住民税の定額減税」

所得税と同様に個人住民税にも定額減税が実施されます。対象者は所得税と同様ですが、均等割、及び森林環境税のみ課税される納税義務者は対象外となります。ここでは給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)についてご説明を致します。

減税される個人住民税の計算方法は、本人と同一生計配偶者、または扶養

親族(いずれも居住者に限りません)の数に1万円を乗じて算出します。同一生計配偶者、及び扶養親族の判定は、前年12月31日の現況によります。仮にご住職と奥様、お子様2人の場合は、4名×1万円×4万円が個人住民税から減税されます。ただ徴収方法は所得税と違い、年間の個人住民税から減税額を差引き、残額を11カ月で均等割りをおこないます。そして6月分の個人住民税は徴収されません。仮に月2万円の個人住民税額とした場合、2万円×12か月×24万円(年額)から4万円(減税額)を差引き、残額の20万円を11カ月で割った額が徴収月額となります。所得税と個人住民税と合わせると、一人4万円の定額減税となりますが、詳しくは所轄の税務署や税理士にご相談下さい。なおこれらの定額減税制度は納税額を控除する措置の為、所得税や住民税の非課税世帯におきましては、メリットがありません。その為、給付金支給制度が設けられており、令和5年度の非課税世帯と、令和6年度に新たに非課税となった世帯と低所得者の子育て世代に7万円(既に3万円の給付を受けた場合)から10万円が支給される事となっております。